

入居者利用料徴収額表

ケアハウス たかちほ

対象収入による階層区分 (年)		(月額) サービスの提供 に要する費用	生活費	住居に要 する費用	合計徴収額
1(夫婦)	1,500,000円以下	7,000	43,700	10,900	61,600
1(单身)	1,500,000円以下	10,000	43,700	10,900	64,600
2	1,500,001 ~ 1,600,000円	13,000	43,700	10,900	67,600
3	1,600,001 ~ 1,700,000円	16,000	43,700	10,900	70,600
4	1,700,001 ~ 1,800,000円	19,000	43,700	10,900	73,600
5	1,800,001 ~ 1,900,000円	22,000	43,700	10,900	76,600
6	1,900,001 ~ 2,000,000円	25,000	43,700	10,900	79,600
7	2,000,001 ~ 2,100,000円	30,000	43,700	10,900	84,600
8	2,100,001 ~ 2,200,000円	35,000	43,700	10,900	89,600
9	2,200,001 ~ 2,300,000円	40,000	43,700	10,900	94,600
10	2,300,001 ~ 2,400,000円	45,000	43,700	10,900	99,600
11	2,400,001 ~ 2,500,000円	50,000	43,700	10,900	104,600
12	2,500,001 ~ 2,600,000円	57,000	43,700	10,900	111,600
13	2,600,001 ~ 2,700,000円	64,000	43,700	10,900	118,600
14	2,700,001 ~ 2,800,000円	71,000	43,700	10,900	125,600
15	2,800,001 ~ 2,900,000円	78,000	43,700	10,900	132,600
16	2,900,001 ~ 3,000,000円	85,000	43,700	10,900	139,600
17	3,000,001 ~ 3,100,000円	92,000	43,700	10,900	146,600
18	3,100,001円以上	98,020	43,700	10,900	152,620

注1) この表における対象収入とは、前年の収入(社会通念上として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入を言う。

注2) 本人から事務費徴収額(月額)は、上表より求めた額とする。ただし、当該施設からの事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額とする。

注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入および必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。

注4) 地区別冬期加算(11月~3月)は、1ヶ月あたり2,240円徴収するものとする。(1人あたり)

注5) 水道料は、1ヶ月あたり1,000円徴収するものとする。(1人あたり)